

(案)

計 画 書

菩提樹池里山保全地域の区域の変更（指定拡大）

ふるさと所沢のみどりを守り育てる条例第 10 条に基づき、里山保全地域の区域を次のように変更（指定拡大）する。

名 称	菩提樹池里山保全地域 (平成 27 年 1 月 30 日指定所沢市告示第 40 号)
面 積	約 5.2ha
区 域	位置及び区域は「計画図」表示のとおり
現 況	当該区域は、狭山丘陵のほぼ中央部に位置し、丘陵地に見られる谷あいの地形（谷戸）が形成されており、コナラを中心とした雑木林、湧水が流れ込むため池、ため池から流れる小川、湿地、市民団体が保全する水田など、里山の自然的景観を有する貴重な自然が残っている。
理 由	計画区域は、都市近郊に残された数少ない里山の原風景が残る地域であるとともに、「所沢のみどりの基本計画」において、重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区（保全配慮地区）として設定されている。 平成 27 年 1 月に菩提樹池里山保全地域に指定し、令和 4 年 3 月は追加指定により区域の拡大を行なった。市民団体、民間企業等と共に里山環境の管理に取り組んでいる。また、当該区域は狭山丘陵周辺の散策コースとなっており、市内外の来訪者に里山景観として親しまれている。 こうした状況を踏まえ、当該区域について一団の緑地としての保全を更に進め、良好な里山環境を維持するため、菩提樹池里山保全地域の区域の変更（指定拡大）をおこなう。
保全に関する基本的な方針	保全管理計画（平成 31 年 3 月策定）を基に自然の生態系に配慮したみどりの保全に努める。 また、みどりの公開性を高め、多くの人との関わりにより適正な維持管理を進める。